

第7章 台 湾

関 税

高関税品目

<措置の概要>

台湾は加盟時に100%譲許しており、全品目の最終譲許における単純平均譲許税率は6.4%である。非農産品については4.7%であるが、鉱工業品分野でも貨物自動車（最大30%）、普通・小型乗用車（最大30%）、特殊用途自動車（最大30%）等の高関税品目が存在する。現在、譲許表に基づいて段階的に関税引き下げが行われており、多くの品目でその実施が完了しているが、経過期間未了の品目については更なる早期の実施が期待される。

なお、台湾では小型貨物車及び普通・小型自動車については関税割当制度（第II部第4章関税1. (1) ②参照）の下、割当外とされた場合、上記の高関税を課しているが、2011年に当該制度が撤廃され、関税率は17.5%に引き下げられる。

<国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるという観点からは、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市

場アクセスの改善について交渉が行われている（最新の状況については資料編を参照）。

サービス貿易

電気通信分野の規制

<措置の概要>

台湾のブロードバンド市場では、2007年頃から急速にFTTBが浸透しており（ADSLは減少傾向）、その市場シェアは40%を超えている。日系ISPを含め多くのISPが成長著しいFTTB市場に事業展開しているが、旧国営の電気通信事業者の中華電信がHiNetのブランド名でFTTB市場シェアの90%超を占めるISP事業者として独占的にサービスを提供している。中華電信の提供するATM専用回線提供価格に不合理な料金設定が散見されていること、HiNetのネットワークと直接接続するために他のISPが支払う接続料金（ピアリング料金）が高額であること、また、サービス提供に不可欠なインフラを所有している中華電信が、自社ブランドであるHiNetと比較しその他のISPに対して差別的な取扱を行っている疑義があること等、インターネット接続に関する不公正な競争が生じている。またラストワンマイルであるサーキット部分の提供を中華電信が独占的に行っており、構造的に利用者へのサービス提供価格が下がりにくい状況が存在している。

これに対し、日本側より第28回日台貿易経済会議（2003年）以降、電気通信分野における台

湾側の適正な競争環境確保について要望を継続しており、その結果、台湾側はピアリング料金等について段階的に引き下げをしている。

＜国際ルール上の問題点＞

インターネット接続市場において中華電信(HiNet)はその圧倒的シェア等により、電気通信分野における公正競争を規定したサービス協定基本電気通信に関する参照文書の「主要なサービス提供者」に該当する可能性があり、同社が行う自社ブランドであるHiNet以外のISPに対する差別的なピアリング料金設定等の反競争的行為を台湾当局が是正しない場合は、当局は参照文書2.2a)等に違反している可能性がある。また同様に中華電信は専用線市場においても「主要なサービス提供者」に該当する可能性があり、接続専用線の不合理な料金設定も同じく参照文書違反となる可能性がある。

＜最近の動き＞

日台貿易経済会議において日本側から継続して要望を行っているHiNetとのピアリング料金に関して、2011年7月に概ね20%改善された。また2011年12月に開催された第36回日台貿易経済会議において、日本側から「台湾のブロードバンド化発展のための競争促進政策に関する提言について」として、主にFTTBマーケットにおける事業者間の一層の競争促進、中華電信が所有するFTTBラストワンマイルの適正な価格での提供、ピアリング環境の更なる改善等を要望した。

知的財産

台湾においては、知的財産の保護は、実体面では、著作権法、商標法、専利法（発明特許、実用新案特許、意匠特許を含む）、種苗法、集積回路配置保護法、営業秘密法、公平交易法等により、また、手続面では、刑法、刑事訴訟法、税関法、

貿易法等により実施されている。台湾における知的財産保護制度は、WTO加盟に向けて、TRIPS協定に整合的な内容にすべく1994年から2001年にかけて、関連法案が立法院を通過し、概ね改善が行われた。

このような取組を背景として台湾は、WTO加盟時に経過期間なしで、TRIPS協定を完全に遵守する旨を約束している。また、特に加盟国側が問題視してきた権利行使に関しては、1999年2月に公布された公平交易法により、違反者の罰金の強化、事業停止等の実効性強化策が盛り込まれた他、裁判官等関係者の研修の実施、関係省庁によるタスクフォースによる取組、検挙につながる情報の提供者に対する報奨金制度の導入、権利行使に関するアクションプランの策定等の改善策を実施している。また、2008年7月に、適切な権利保護のための円滑な紛争解決のため、知財案件一般を管轄する知財法院が設立され、2009年5月の著作権法改正では、著作権保護促進のため、インターネットサービスプロバイダの責任が明確化された。2011年には、我が国からの要望事項が数多く盛り込まれた改正商標法（2011年5月）及び改正専利法（2011年11月）が成立した。今後も、模倣品・海賊版等の不正商品の流通への対処という観点から、取締りの強化等、制度面・運用面での改善が期待される。

（1）権利侵害の非刑事罰化及び罰則緩和

台湾専利法は、TRIPS協定への対応等を目的として、1994年、1997年及び2001年に改正されたが、同時に権利侵害に対する刑事処罰が順次軽減され、2001年10月の改正で特許権侵害が、2003年1月の改正で実用新案権及び意匠権侵害が、それぞれ刑事罰の対象から除外されるに至った。この状態については、2011年11月に成立した改正専利法でも改善されていない。

加盟交渉が事実上終結した後に権利保護を緩和する改正がなされたことは遺憾であり、刑事罰による侵害行為の抑制効果が著しく減じられてしま

うおそれがある。また刑事罰の廃止に伴い、警察による強制捜査等の解決手段がなくなり、専ら民事上の救済措置に頼らざるを得ず、救済措置の効果が減じられるという問題も生じている。このため、権利侵害に対する刑事罰化、非親告罪化、罰則の厳罰化が求められる。

(2) 模倣品・海賊版等の不正商品及び商標権に関する問題

台湾当局による様々な努力にもかかわらず、我が国での調査結果（特許庁「2011年度模倣被害調査報告書（2012年3月）」）によれば、模倣被害ありと回答した我が国企業のうち、約23.3%が台湾で製造、経由、販売消費いずれかの被害を受けていると報告されている。また、特許出願の審査待ち件数が近年大幅に増加している問題については、日本側の要請を受けて台湾側より審査官の増員を実施する旨が表明されている。今後も審査の質の向上を目標としつつ適時の権利取得ができるようにし、権利侵害への早期の対応を可能とするためにも、審査官の増員・育成などの改善の取組の継続が期待される。